

# 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	第202回豊島区都市計画審議会	
事務局（担当課）	都市整備部都市計画課	
開催日時	令和5年7月19日 水曜日 午後5時00分～午後6時31分	
開催場所	豊島区役所8階 議員協議会室	
議 題	<u>議案1</u> 東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について <u>報告1</u> 池袋地区駐車場整備計画の改定について <u>報告2</u> 豊島区都市づくり専門部会の設置について	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開   傍聴人数 1人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	中林一樹 中川義英 高野良子 定行まり子 池邊このみ 中井検裕 小山清弘 前田純子 上門周二 青木正典 外山克己 磯一昭 竹下ひろみ 辻薫 高橋佳代子 塚田ひさこ 細川正博 森とおる
	その 他	都市整備部長 建築担当部長 土木担当部長 都市計画課長 再開発担当課長（心得） 都市基盤担当課長 交通政策担当課長
	事務局	都市計画課都市計画担当係長 同主査 同主任 同主事

(開会 午後5時00分)

都市計画課長 皆様、本日はお忙しい中、また大変お暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより第202回豊島区都市計画審議会を開催いたします。

都市計画審議会事務局を務めております、都市計画課長の松田と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

本日の審議会におきましては、屋内かつ発言が伴いますため、無理のない範囲で結構ですのでマスク着用のご協力をいただきまして、開催させていただければと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これからの進行につきましては会長にお願ひいたします。

会長 中林でございます。それでは、第202回豊島区都市計画審議会を開会いたします。議事日程に従って、進行してまいりたいと思います。

まず初めに、本日の委員の出欠について、事務局より報告をお願ひいたします。

都市計画課長 委員の出欠のご報告の前に、今回から新たに就任されました豊島区議会議員の委員について、ご報告をさせていただきます。

まずは竹下ひろみ委員でございます。

委員 よろしくお願ひいたします。

都市計画課長 続きまして、塚田ひさこ委員でございます。

委員 お願ひいたします。

都市計画課長 最後に、森とおる委員でございます。

委員 どうぞよろしくお願ひします。

都市計画課長 3名の委員の皆様の任期につきましては、現在の委員と同じ任期であります令和6年3月31日までとなります。委嘱状につきましては、大変恐縮でございますが机上に配付をさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

また、本日の報告案件であります都市づくり専門部会の設置に合わせまして、新たな2名の委員に専門委員としてご就任いただきますので、ご報告をさせていただきます。

まず初めに、東京都立大学教授の市古太郎委員。それから、日本大学教授の大沢昌玄委員に新たな専門委員としてご就任いただきます。残念ながら、本日は両名ともご欠席のご連絡をいただいているところです。

続きまして、委員の出欠についてでございますが、長倉委員、内田委員、伊藤委員より、ご欠席のご連絡をいただいております。なお、中井委員より、本日遅れる旨のご連絡をいただいております。

なお、本日の審議会でございますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、豊島区都市計画審議会条例第7条第1項に規定する定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして本日の議事について、事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課長 本日の議事でございますが、「東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について」の付議案件が1件。それから、「池袋地区駐車場整備計画の改定について」と「豊島区都市づくり専門部会の設置について」の報告案件が2件でございます。

付議案件につきまして、大変恐縮ではございますが、付議文につきましては会長の机上に置かせていただいております。

会長 それでは、本日の傍聴希望について、事務局よりご報告をお願いいたします。

都市計画課長 本日の傍聴について、ご報告いたします。

審議会の公開についてでございますが、豊島区都市計画審議会運営規則第6条に基づき、原則公開となっております。本日は傍聴希望の方がいらっしゃいます。会長、入室いただいてよろしいでしょうか。

会長 傍聴希望の方がおられるということでございますが、原則審議会は公開ということでございますので、本日、傍聴者を入室させたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 ありがとうございます。それでは入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

会長 それでは、初めに事務局より、本日の審議会資料の確認をお願いいたします。

都市計画課長 本日の資料でございますが、事前に委員の皆様へ送付させていただいたものになります。ただし、報告2の参考資料第1号の差し替えをお願いいたします。

また、令和5年3月に開催いたしました第201回の議事録の完成版を机上に配布させていただいております。先ほどの差し替え資料並びに、この議事録の完成版等々に不足等がございましたら、挙手にてお知らせいただければ事務局が伺いますがよろしいでしょうか。

(なし)

会長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の付議案件であります「東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について」の説明を、事務局をお願いいたします。

都市計画課長 それでは、議案1の「東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について」、私のほうからご説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案1資料第1号並びに参考資料第1号をお取り出しいただければと思います。右肩に番号を振っているものでございます。

この東池袋地区の地域冷暖房施設の都市計画変更につきましては、3月に行いました第201回の都市計画審議会にて、報告させていただいたところですが、新しい委員もいらっしゃいますので、この変更の経緯・概要について簡単にご説明をさせていただきます。

資料の1番、変更の経緯・概要でございます。

東池袋地区の地域冷暖房施設の区域では、熱供給プラントから周辺の15棟のビルへ熱供給を行っており、これに加えまして東京国際大学キャンパス、南池袋二丁目C地区の第一種市街地再開発事業による新築建築物への供給が計画されているところでございます。今回、東池袋一丁目地区の第一種市街地再開発事業による新築建築物の熱供給加入に伴いまして、導管・熱発生所施設（東池袋第2プラント）を新設いたします。

新たな供給先となります東池袋一丁目地区第一種市街地再開発事業による新築建築物は、既存の熱発生所施設の北西側に位置します。既存の導管から北西方向に導管を新たに構築するとともに、計画建物における熱需要が大きく、既存の熱発生所施設のみでは熱需要を賄えないため、計画建物内に新たに熱発生所施設を設置いたします。これに伴い、既存の熱発生所施設の名称変更も合わせて行うものであります。

下に施設計画図を載せていますけれども、その計画図内の赤く着色した部分、今回の都市計画変更、皆様に付議する案件につきましては、一つ目はH a r e z aタワーの北側にあります導管の新設。東池袋一丁目地区の

再開発事業に供給するための導管を設置するという部分と、もう一つは再開発事業地内に東池袋第2プラントを新設するという事。それと、今までサンシャインシティの中央部にあります東池袋のプラント施設を、第2プラントができることによって「第1プラント」というように名称変更を行うものでございます。

この都市計画変更につきまして、裏面をご確認いただきまして、前回都市計画審議会の中で報告させていただいた上で、広く縦覧・意見募集を5月15日から5月29日の2週間にわたり行ったものでございます。縦覧場所につきましては、都市整備部都市計画課の窓口において行いました。また、意見提出方法につきましては、窓口へ持参もしくはファクスか郵送で受け付けていたところでございますけれども、意見のほうは0通でございましたことをご報告させていただきます。

なお、スケジュール等につきましては、本日、この都市計画審議会に付議をいたしまして、決定されました暁にはこれを告示し、令和5年10月の工事着工を予定しているものでございます。

なお、以降につけました参考資料につきましては、この都市計画変更にかかわる変更図書でございます。1ページ目から順に、今回新設する導管が都市計画施設になりますので、新規に導管が増えるということ。

また1枚おめくりいただきますと、熱発生所施設におきましても、第2プラントが新設されること。また、東池のこのプラントが当初あったものが第1プラントへと、名称変更を行うものでございます。

3ページ目は新旧対照表となっております。その次にページをめくりますと変更概要、変更の部分のみ抜き出して示しているものでございます。

5ページ目になりますと、計画地区を豊島区全体の中での位置を示したものの、総括図がついておりまして、さらに1枚おめくりいただきますと、今回変更になった部分の計画図、また変更になった部分を赤で示したものがつけてあります。

さらには、都市計画の案の理由書、また東京都への協議結果通知書を併せて添付しているものでございます。

変更のご説明は以上になります。どうぞよろしくお願いたします。

会長

それでは、議案1の説明がありました。

何かご質問、あるいはご意見等があれば承りたいと思います。いかがで

しょうか。どうぞ。

委員 3月にも説明があったということで、質疑であるとかご意見を積み上げてきたと思いますけれども、私、今回初めて参加させていただいておりますので、この地域冷暖房施設ついて分からない点もありますので、基本的なところを教えていただきたく、お尋ねいたします。

もともとあった既存の熱発生所施設、これはサンシャインシティのところにあるということですが、これはサンシャインが建つときにもう既にあったものなのか、これがいつ頃造られたものなのか。これを教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

会長 よろしいですか。そもそもの始まりの頃のお話です。

都市計画課長 都市計画課長でございます。

このサンシャインシティが昭和53年に開業しておりますけれども、そのサンシャインシティに合わせて、この施設が出来上がったというものでございます。

委員 そうしますと、結構長い年月を経ていることが分かるのですが、昨今これだけ気温が高いと地球温暖化の問題、CO<sub>2</sub>の排出、そういったものが、この地域冷暖房施設において有効なのかどうなのかというところが気になる点ですが、そういう環境面においては優れているというものでしょうか。

都市計画課長 一般的にこの地域冷暖房施設の導入について、様々効用はあるかと思いますが、我々のほうで三つ大きく挙げますと、まず省エネ、これは一次エネルギーの消費量が少ないという意味で省エネになるということと、もう一つは空調より発生します二酸化炭素の量が少ないということで、CO<sub>2</sub>削減につながるということ。それと導管整備等、受入れ施設のほうで、初期投資に若干費用が掛かる部分がありますが、長期スパンで建物等々を管理していく場合においては、ライフサイクルコストと申しますか、コストの面でも個別の集中熱源方式と比べましても、非常にコスト的にも割安で済むということですので、特に大規模な新築の建物を造る際には、この地域冷暖房施設の活用を区としても推進しているところでございます。

委員 技術もどんどん進歩しているのかなと思いますけれども、まだまだ環境面においては有効だと、そういうことをお聞きしました。

それで、サンシャインシティが中心となって、徐々に広がっているのか

なという印象を受けるのですが、そういうものであれば、もう少しほかの建物でも使われてもいいのではないかと思います。例えば、この庁舎がある建物は使っていますし、その向かいにある、今計画されているC地区にもこれが使われるということですが、その前の再開発でライズアリーナビル、これは中央図書館とかが入っている建物だと思いましたが、同時につくられた南というか下の部分、こういったところは使われていない。住宅とオフィスであるとか、そういったところと違いがあるのか。面としての広がりということは何か条件面があるとか、どういうふうに見たらいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

都市計画課長 先ほど、ちょっとコストの面で若干ご説明した際に、50年を越えるようなスパンでこの方式が活用できるものについては、長期的に見れば初期投資の部分がサイクルコストの部分で上回れるものですから、長期間に使用する際には、この方式というのはコスト面でも確かに有用であると思っています。

ただ、普段使われる熱であるとか冷水の量が少ないと、なかなかその採算が取れなくなります。ですので、その辺は規模だとか、あるいは改修なのか新築なのかも含めて、各事業者で判断された結果とは受け止めております。

区としては、この庁舎を始め、C地区の保健所も含めて、できるだけこの方式を採用するように考えているところでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

今回、第2プラントを入れるということで、これは第1プラントを補完しているもの、あるいは第1プラントの熱量発生容量が限界に達してきて、さらに増強するというので今回第2プラントを入れた。どちらでしょうか。

都市計画課長 私もこの第2プラントの新設については、容量的なことも地域冷暖房の担当者に事前にお聞きして、容量だけだと確かに第1プラントの熱発生量と実際の需要の予定供給量だけを比較すると、第1プラントでも賄えるのではないかと最初思っていたのですが、実は導管を通していく上において、今のサンシャインから東池袋一丁目までそれを送るとなると、今の容

量ではどうしても足りないということをお聞きしまして。ですので、単に需要と供給側の容量だけじゃなくて、扱っているものが熱なものですから、導線の長さが重要であり、そうすると近くに第2プラントというものを東池袋一丁目の再開発地内に設けないと、供給ができないということがございます。

会長 はい、分かりました。

この供給区域の今回のプラントが一番北の端にあるわけですけど、北側のほうが、今後いろいろ再開発とかビルの建て替えなんかがあったときの供給も含めると、北側にプラントを入れるということが将来的にも効果的な熱供給になるだろうと。そういうふうに理解しておいてよろしいということですね。

都市計画課長 そのとおりでございます。合わせまして、今後の展望として、例えば仮に今の豊島清掃工場建て替えの際などに、その清掃工場で発生する熱源等々も、ここは非常に近いところに第2プラントがありますので、そういったものも将来的には取り込めないか等々も含めて、第2プラントの新設を計画されているというふうに聞いてございます。

会長 ということで、これは本日の付議事項でございますので、もしご質問、ご意見がなければ議決に移らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

会長 それでは、この案件について質問等、おおむね出し尽くされたかと思えますので、議案1につきまして議決に移らせていただきたいと思います。

議第86号「東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について」、この件につきまして、賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

会長 全員賛成と認めます。したがって、議第86号は可決いたしました。ありがとうございました。

それでは、次に報告事項に移りたいと思います。

まず報告1、「池袋地区駐車場整備計画の改定について」です。この説明を事務局、お願いいたします。

都市基盤担当課長 都市基盤担当課長の小澤と申します。座って説明をさせていただきます。



私のほうからは報告1として、駐車場整備計画の改定についてということで、都市計画審議会資料報告1の資料第1号、並びにそれに伴います参考資料第1号、2号をもとに、ご説明をさせていただきます。

今回は平成30年に策定いたしました駐車場整備計画の改定でございますが、まず一番目として、これまでの経緯というところをご説明させていただきます。報告資料になります、裏面のほうに図がございますので、そちらに沿って説明をさせていただきます。

まず、豊島区の池袋の交通関係のまちづくりにつきましては、最近のところでは平成23年（2011年）に「池袋副都心交通戦略」というものを策定いたしました。主に現在、工事が続いております環状5の1号線開通後の池袋エリアの交通の在り方というものを示したものでございます。

それに基づいて様々な交通政策を打ってきましたが、駐車場関連のことといたしましては、平成30年に駐車場整備計画が策定され、その後、令和2年度には「池袋地区駐車場地域ルール」並びに、まだ南北区道に限定ではございますが、荷さばきルールなどを策定し、順次方針を示して、それぞれに対策を講じてまいりました。これは池袋だけではなくて、他の都内のターミナル駅周辺なども同じように、それぞれに運用しているというところでございます。

そのような中、令和4年3月に東京都より駐車対策を総合的に行うこと、また対象を一般車両だけでなく多様化するモビリティ全体にすること。加えて、その対応方法は地区特性を踏まえ、各地区がそれぞれに決めていくことなどを盛り込んだ、「総合的な駐車対策の在り方」というものを示されました。

それを受けまして、豊島区は早々に令和5年3月に、池袋駅周辺の多様な駐車施策等に包括的に運用していくための「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」というものを策定させていただきました。それを踏まえて、今回はガイドラインとの整合性を図るところが主な目的になります。

では、参考資料1にございます、池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドラインを簡単に説明させていただきます。

参考資料1になります。このガイドラインの目的ですが、先ほどにもご説明させていただいたとおり、これまでのようなそれぞれの施策を、均一

的な手続論で進めるのではなくて、池袋地区は池袋地区で駐車場に関わる関係者が主体となって、駐車場対策を講じていくことが主眼として置かれております。そこが「地区マネジメントの目的」というところに書かれております。

下の計画の体系でございますが、駐車場戦略を網羅する形で体系を形成しております。主な特徴としては、次のページをめくっていただきまして3ページ目でございますが、下のところ、例えば、都市計画駐車場等の機能転換というところであれば、これまでですと、普通車の駐車場のスペースを3台設けるという決まりがあったところを、今後は必要に応じてその1台を、例えば一般車両の駐車場ではなくて、サイクルやキックボード用に転換することや、あとは障害者用のために3台用を2台用にして、1台1台広く使えるようにするなど、地域の実情に合わせて転換していてもよいというようなことを示しております。

また、4ページでは、特に池袋地区では非常に乏しいのですが、貨物車の駐車施設の不足がある場合には、均一的なルールに基づいて駐車施設を設置するのではなく、池袋に合った貨物車用の駐車施設を配置していくことや、あとは駐車場の駅集中を防ぐための分散配置、また5ページでは、令和2年につくりましたが、地域ルールのさらなる活用など、あと一般車両のみならず、新たなモビリティの対応をしていくべきなどということが示されております。

また、7ページになりますが、運用体制においては、池袋地区においては、豊島区のほうでは都市計画課に交通検討部会というものがございまして、その下に「地区マネジメント協議会」を立ち上げまして、駐車場のことについて一括して関係者で検討してまいりたいと思います。

また、先に立ち上げております駐車場地域ルールの運用協議会などと連携して、これを進めていきたいというふうに考えております。

また、都の「総合的な駐車対策の在り方」に基づき、マネジメントガイドラインを作成させていただきましたが、これは順次運用しながら、柔軟に改善を図っていくこととしております。

では、本編のほうに戻りまして、最初の記載を見ていただきたいのですが、そういった背景から、駐車場整備計画もそれに合わせるような形で改正させていただきたいというところでございますが、市民の駐車場などに

ついて地区の課題を踏まえて、柔軟に利活用できるように、この駐車場整備計画も改定してまいります。

参考資料2に、現在の駐車場整備計画を添付してございますが、主に中身は従来の一般乗用車の駐車場について、必要な規模ですとか台数ですとか、そういったところに主眼を置いて書かれております。貨物車ですとかそういったことも書いてはおりますが、目的としてとか必要台数とかそういうところについては、あくまでも一般車両をベースにした駐車場整備計画になっております。

それを今回、改定のポイントとして変えていくというところですが、まず一つ目の改定のポイントとしては、これを地域の実情に沿って、既存の一般的な車両の駐車場を、障害者用や荷さばき用に転用する運用の変更などを可能とさせるように改定いたします。

二つ目のポイントとしては、今日多様化しているモビリティの種類に対応できるように、柔軟に利活用できるように方針を示してまいります。

三つ目は、将来道路上に現在あるパーキングメーターなども、仮に取り外すことができた場合には、将来的な空間の利活用なども示すことも検討しております。

この整備計画につきましては、全てをここで数字も持って、目標数値など示して決めるということではなくて、柔軟に対応できるように、また地域の実情に沿って進められるように方針を改めてまいります。

今後のスケジュールですが、池袋地区駐車場整備計画改定ワーキンググループを立ち上げまして検討を開始し、年内には素案を取りまとめて、年末にパブリックコメントを実施して、当審議会へ報告を申し上げるとともに、年度内に改定を実施してまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの池袋地区駐車場整備計画の改定についての説明に、ご質問あるいはご意見があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員

ちょっと質問させていただきたいのは、パーソナルモビリティの取扱いという、その取扱い方についての質問ですが、基本的には電動キックボードは全く運用上といいますか、走行は歩道でも一定のスピード以下であ

れば走れるというような、そういう運用の仕方になっているかと思います。ただ、この内容を見ると駐車の手配というものは、例えば電動自転車であるとか、そういうものとは全く違う、要するに特別な駐輪場というのか、そういう場所を新たに設けるような考え方があるのか、その辺を教えてくださいたいです。

というのは、電動自転車と運用上は何ら変わることがないのではないかと。特に、電動ですから、いわゆるスピードの面で歩道上の事故がより起こるのではないかなと心配しているところもあるような、そういう状況に対して、この手配を、どちらかと言うと自動車と同じようなサービスというか、自転車とかそういうものは、置き場所によってはすぐ持っていかれるわけですね。そうすると、じゃあ、この電動モビリティの場合、置き場所によっては持って行って、例えばペナルティを1万円とか1万5,000円掛けるとか、そういう運用の問題が出てくるのではないかと。私自身は電動モビリティに、キックボードには乗るつもりはないのですが、通常の自転車に乗っている立場から行くと、手配についてはもうちょっと自転車寄りというか、そういう手配にしたほうがいいのか。その辺は、ほかの皆さんの考えもお伺いしたいなと思います。

以上です。

会長           どうぞ。じゃあ、事務局お願いします。

都市基盤担当課長   ありがとうございます。

電動キックボードは今、非常に話題になっておりまして、その運用というルールや規則の作成については、国も東京都も、また豊島区のほうでも、それぞれに課題を見据えながら、順次ルールを柔軟に改善して行って、変えていかなければいけない問題として、駐車場のところとは別のところで、常に議論しているところでございます。

そういった議論を整理した上で、もし駐車場が必要になるのであれば、今回の駐車場整備計画の中で、一般車両の駐車場を安全な形でそういったものにも転用できるということを認めていこうということですので、ここで書かれたからといって、逆にキックボードが必ずしもこういうふうにしてもいいよということではなくて、まずその使い方のところについては、それはそれで運用を議論、検討させていただいているところでございます。

会長 よろしいでしょうか。

委員 そうすると、まだまだルールが確定したわけじゃなくて、今後利用の仕方、あるいは事故の発生とかいろんなものを考えた上での新たなルールづくりがなされるという、そういう理解でよろしいわけですか。

会長 はい、どうぞ。

土木担当部長 土木担当部長でございます。

今のお話でございますけれども、まだこちらの電動キックボードですけれども、バイク・原動機付き自転車の範疇に含まれる部分と、あと時速6キロ以下で緑のランプを点滅させれば歩道も走れるよという、本当に自転車とも言えないような、まだあやふやな位置づけでございます。実際にどうしたら撤去するとか、交通違反になるとか、まだはっきりしない部分が多々あります。警察さんも、どの程度取り締まるのかということも、まだはっきり決まってないようでして、今後の動向を見ながらルールづくりは決まっていくと考えてございます。

会長 よろしいでしょうか。まだちょっとどうなるか分からないということですが、一応今日の報告で出てきているのは、いわゆる駐車場整備エリアの中の一般駐車場として、キックボードの駐車場も使えるようにすることで、誰かがそういう予定があるわけではないけどもということだと思っております。外国の先進事例って中川先生のほうが詳しいかと思うのですが、日本でもあるかと思うのですが、観光地とか、要するにレンタルでキックボードを貸して、車じゃ行けないところも行けちゃうし、風も切って気持ちよく走れるし。池袋で考えると、これに乗ってどこかから延々何キロも来る人は多分いなくて。かといって、ここに住んでいる方が、そんなにここへキックボードで来るかという面も考えると、池袋地区への来街者が、電動ボードがあって、それを1日幾らで借りて、いろんなところを移動しながら1日過ごすというか楽しむと。そういう需要のほうがあるのかなということですか。

それを本当にやろうとすると、経営主体が必要になって、レンタカー屋さんと同じようにレンタボードが、そのボードの駐車場というのは自分のところに持つのですよね。お貸しした人がいろんなところのお店の前に止めるなど、いろんな使い方をしていくと。そうすると、こういう駐車場という、一般駐車場ではなくて、事業者が持つ駐車場に関しては、今回の報

告の内容は一切関係していない、という理解でいいのですか。

都市基盤担当課長 現在のルールですと、事業者さんにしっかりと確保していただかなければいけないというルールになっています。

ただ、将来的にそういった附置義務、建物を建てる際に必要な台数の中に、それを含めていいかとなりますと、今のところではできないのですが、もしそれが池袋のまちにとって、いいということであれば、それも可能にできるように体制を整えていくというのが、今回の趣旨でございます。

会長 今回の一步、それも可能にしようというのは、そういう経営というか営業が始まることにも一応目配りした上での対応として考えると理解します。分かりました。

委員 キックボードの話ではなくて、荷さばきに関しての話ということになります。

中にも書いてあるかと思いますが、民間施設の地域貢献としての荷さばきスペースについての展望、まだ具体的にはなかなか動かないかとは思いますが、展望というものはあるのでしょうかというのが一つと、二つ目が2年後かそれぐらいに運用協議会が発足するということですが、運用協議会に限らず行政のほうもそうですが、具体的にどういう内容のマネジメントを、どこがどう担当するのかという辺りは、かなりもう話が進んでいるのでしょうか。

これが、先ほど民間施設の地域貢献としての荷さばきスペース、これのマネジメントは一体どうされるのかというところにも、先々つながっていったら、個々の民間施設側に任せていくのか、それとも様々な電子媒体といいますか、そういうものを使って時間管理であるとか、今どこが空いているよとかという情報の伝達も必要になってくると思いますが、マネジメントの内容であるとか、どこがどこまで担当していくのかという辺りも、今後きっといろいろと議論がされるかなというふうに思っているのですが、一番の問題になるのが民間施設の地域貢献としての荷さばきスペース。都市計画駐車場のほうはもう既にやられているところもあり、物理的な構造での問題というのはまだ残っているかと思いますが、それはそれなりに既存の例もあるのでいいのですが、豊島区の池袋地区の場合だと、先ほどの民間施設の荷さばきスペースの共同利用みたいなことが、結構着目されることだと思いますので、そこら辺で何らかの展望があるかどうかと

いう辺り、もし今の段階で話が進んでいけば、少し教えていただければと思います。

会長           はい、どうぞ。

都市基盤担当課長   令和2年から地域ルールのほうが始まりまして、少し貢献協力金というのが入る見通しが立ってきました。

そういう中で、大きなお金はまだ使っていないのですが、少しのお金を使って、助成制度を設けまして民間施設の荷さばき駐車場を設けました。それは先生がおっしゃるとおり、まず都市計画駐車場を使って始めました。その後に地域ルールの方で、地域貢献として、今荷さばき駐車場が1台できようとしております。先行したISPの都市計画駐車場の中に一つ設置したものにつきましては、周辺のところの飲食店街ですとか、そういったところはかなり活用されております。

今度、次にできるところも南北区道とかサンシャイン60通りの周辺のビルですので、どのように活用していくかを、区としてもそれを見守りたいと思っております。

ただ、一方で荷さばき共同駐車場を設けて、それで全部を網羅するというか、この建物は絶対ここを使ってくださいというのは、非常に難しいことだというふうに、現実的ではないと思っておりますので、道路の時間帯の交通規制なども加味して、平日の昼間は店の前でやることも、それは必要なことだと思っておりますので、使い分けをしっかりとしながらやっていきたいなと思っております。

いずれにしても、荷さばき駐車場を1階レベルにつくるというのは、非常に便利ですけど、非常に難しい部分もありますし、まちのにぎわいとしても、地域ルールの中でも、1階部分には駐車場はできるだけ置かないでくださいとも言っている部分もあるので、どうしても地下ですとかそういったところになりますので、荷さばき駐車場は駐車場を使う荷さばきと、使わない荷さばきというのを使い分けて、しっかりとマネジメントしていきたいなと思っております。

あと、先ほどの駐車地区マネジメントのマネジメント体制でございますが、東京都のほうからもいろいろとどうあるべきというような開発事業者とか地元組織とか交通事業者とかいろいろ書いてあって、それに基づいてまずつくってみたのですが、誰かまとめ役がいないと、皆さんそれぞれた

だの参加者になってしまって、結局区が全てを負うことになってしまって、それでは今までと何も変わりがないので、池袋の中では、今都市計画駐車場が3か所ございますので、東武さんとISPさんとサンシャインと、その3者の皆さんには元締めというか、しっかりと役職をつけて、区と一緒に責任を持ってやっていって、その下でいろいろな方に加わっていただくような組織体制を考えております。

会長 はい、よろしいですか。

委員 ありがとうございます。今いろんな運送会社、時間貸しの駐車場を荷さばきの拠点にする例というのは結構あって、そこで荷物を積んで、かつそこからデリバリーをするというのはあるのですが、時間貸し駐車場じゃなくて民間施設というところで、一体どういう方向性を持たれるのかというのが、非常に着目されていると思いますので、ぜひいい成果を出していただければありがたいと思います。ありがとうございます。

会長 どうもありがとうございます。

ちょっと今のことに関連して、今日の参考資料の1枚目、表のところのフローの「地区マネジメントの計画体系」というところに、下のグリーン  
の箱の中に2020年に「南北区道周辺荷さばきルール」ということで、ある限られたエリア、H a r e z aのこっち側の通りですかね。あの周辺だけの運用協議が始まっているのですが、今お話の3か所の都市計画駐車場も活用してやっていこうという場合には、こういう個別のルール運用ではなくて、それ全体として、池袋としてどうするかにいずれ発展していく。取りあえずは、この南北区道周辺荷さばきなので、あの通りに荷さばきできた人だけがどう使うかというルールになっている。そういうふうに理解しておいてよろしいですか。

都市基盤担当課長 そのとおりでございます。今は1か所しか荷さばきルールがありませんので、このように書いておりますけど、いずれは全体になっていきたいなと思ってはいるのですが、ただ、対象を絞っていきたいので、全体の中で、またそれぞれ個別にルールも変わってくると思いますので、南北区道が広がったから全部が一緒になるというわけではなくて、南北区道は南北区道として残しながら、ほかの荷さばきルールをつくって、それを連携させていくというのも一つの考え方だと思っております。

会長 分かりました。どうぞ。



委員

先ほど、会長からキックボードは大変いいのではないかというお話がありました。私もランドスケープをする人間としては、せっかくこれだけの公園が集まったのに、正直言って、この公園を渡り歩くというツールが、ちょっと歩いていくには少し遠かったり、不便だったりとすることで余り面白くない。また、キックボードを置く場所も、駐輪スペースを使えばいいのか、それすらもちょっと分からないという感じで。レンタサイクルも23区では非常に多くのところで割と短期間にシェアがされて、非常にうまく運用されていると思います。

ですから、キックボードがすごく池袋のまちに似合うという感じで、池袋仕様のすてきなキックボードを、やっぱりキックボードの会社に、そういう公園を渡り歩くキックボードの姿というのを、諸外国に対してそういうまちができたんだよという、インバウンドの人が来て、1回池袋でキックボードをしてみたらというぐらいな、それぐらいの宣伝効果のあるようなキックボードの場所みたいなものを考えて、それでキックボードの会社を入れて社会実験をやって、それで皆さんの同意が得られる、区民の同意が得られるようであれば、そういうものをシェアリングするというような形で。23区の中でそういうことをやっているところはないし。たまたま池袋というのは、この公園全部が、ちょっと行くと坂はありますけど、一応平面で非常にキックボードに合う場所なんですね。一方、自転車で走っている人がそれほど多くないというところ。

ですから、進めるだけじゃなくて、23区の中でというか、東京都でも一番のキックボードのまちみたいな感じで売り出したらどうかと。それが公園と一緒にあって、公園に行けばキックボードを置く場所がある。そして、そこにあわよくばミストか何かがあって、少し涼しくて、木陰があって休めるところがあるというようなものとセット商品で考えていただくと、公園にはまだその余地がありますので、ぜひそういう形でやっていただくといいのかなというのが一つです。

それともう一つは、一方でこのマネジメントのガイドラインには、やっぱりまだまだ車と商業の視点が重視されていて、私も池袋を小学生の頃からずっと見てきているのですが、やっぱり歩いて楽しいまちにならない。正直言って、歩きたいまちにならない。それが何なのかというと、がちゃがちゃしている。渋谷もがちゃがちゃしているけれども、公園通りとか、

ああいう宮益坂のところとか、そういうところは割と歩きたいまちになっている。だから、若い人たちが集まってくる。せっかく池袋は公園もできたし、H a r e z a もできたし、様々な要素ができてきて、アニメとかそういうものもあると。そういった意味では、もう少しこのマネジメントのガイドラインには一応コンセプトとしては、「住む人、訪れる人にとって楽しいまち」と書いてあるのですが、心地よいというか、歩いて心地よい、それこそ公園を四つは無理だけど、二つぐらいなら歩いて見て回ろうと思えるような、歩く人たちのルート、そういうことをもう少し考えて、それでそこにちゃんとした木陰を用意して、夏であればそこが涼しくて、みんながそこへ歩いていくというような、そういうルートを、街路樹の再整備なんかと合わせてやっていただけるといいかなと思いました。ぜひよろしくお願いいたします。

会長           ありがとうございます。意見ということで。

都市基盤担当課長   貴重なご意見、ありがとうございます。

会長           はい、どうぞ。

委員           豊島区では歩いて楽しく、人間を中心とした、見て美しいまちづくりという、ウォーカブルなまちづくりを進めて行くと新聞等で拝見しましたが、駐車場整備の考え方とはどのようにリンクするのでしょうか。

都市基盤担当課長   駐車場地域ルールもそうですけど、一定の建物の割には、都市部なので駐車場の需要が少ないというところにはなっていて、駐車場を減らすような形では動いているのですが、ただ、総量としてはまだまだ車の駐車場需要というのがありますので、現在のところでは駐車場はそれなりに必要だということになっております。

ウォーカブルなまちを実現するためには、車を全部廃止するというわけにはいきませんので、やはりちゃんと配車といいますか、車の行き先をしっかりと示してあげる。駐車場もしっかり示してあげる。潤滑な駐車場運営というのをしていかないと、まちの中が歩いて楽しいまちにならない。極端な話で言うと、車がそこをどンドン行き交ってしまうと。今も現実的にはそうですけど、そういったまちになってしまいますので、ウォーカブルを実現するためにも、特に適正配置ですとかそういったことをしっかりと、願わくば、先ほどご意見をいただきましたキックボードとかそういうところ、新しいモビリティがしっかりとそこに備わって、ウォーカブルだ

からといって、端から端まで歩いてくださいというわけではないので、そういうところをうまく活用してできるように、そのためにこの駐車場は、あくまでもそういった受皿をしっかりとつくっていくというのが、この目的になろうかと思っております。

会長 よろしいでしょうか。

それでは、今後どういうふうに変わっていくか分かりませんが、その一つの突破口を今回開いておこうということですので、報告を承っておきたいと思えます。

それでは、報告2に移りたいと思えます。「豊島区都市づくり専門部会の設置について」です。この説明をお願いいたします。

都市計画課長 報告の2番目になります。「豊島区都市づくり専門部会の設置について」の説明につきましては、私、都市計画課長のほうからご説明させていただきます。資料につきましては右上、この都計審報告2の資料第1号、並びに参考資料第1号のほうをお取り出しいただければと思えます。

この都市づくり専門部会の設置につきましては、去る3月の都市計画審議会にて、部会を設置する旨のご報告をさせていただいたところです。

改めまして、この設置目的等からご説明させていただきますが、豊島区の都市計画マスタープランであります都市づくりビジョンにつきましては、平成27年策定時から概ね10年後の令和7年頃に、内容の見直しを予定しているところでございます。

今回の改定におきましては、大枠の骨子は既存のまま活用するのですが、最新の現況データを用いながら、豊島区の現状であるとか特性を再分析いたしまして、目標、方針等の内容を更新することで、各地域で展開しておりますまちづくりを推進し、目標とする都市像を実現するため、令和5年度より3か年掛けまして、改定を行うものです。

この改定におきましては、東京都等の各上位計画等の見直し、連携・整合等が必要不可欠でありますので、この東京都の各上位計画の見直し作業について柔軟に対応してまいります。また、専門的な見地から調査検討を行いまして、都市計画審議会の効率的な運用を図るため、「豊島区都市づくり専門部会」を設置するといったものでございます。

この設置根拠を2番目に示しておりまして、審議会条例の抜粋ですが、第8条のほうで「審議会に、審議の効率的な運営を図るため、部会を置く

ことができる。」となっているものでございます。

2番目、「部会は、審議会から付託された事項につき調査検討を行う。」というふうになっておりまして、部会の委員及び部会長につきましては、第3条各項の委員のうちから会長が指名することができるとなっております。

第3条各項の委員とは、今日ご出席の委員の皆様含めまして、豊島区都市計画審議会の委員全体の皆様並びに、3条3項に、「第1項各号に掲げる者のほか、区長は、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員若干人を任命することができる。」となっておりますけれども、今日冒頭ご紹介しました市古先生並びに大沢先生が、この専門委員に該当するものでございます。

その上で、その下の豊島区都市計画審議会の運営規則の中から、部会長は豊島区都市づくり専門部会を招集しまして、部会の議事の整理をするといった立てつけになってございます。

なお、この部会につきましては、その第2項、「審議会から付託された事項について、審議会に報告しなければならない。」となっております、また第3項におきましては、部会は、審議会から付託された事項につき、調査検討が終了したときには、解散するものとなっております。

裏面にいきまして、検討体制につきましてはその図のとおりでございます。都市づくり専門部会に設置するものにつきましては、都市計画審議会から付託された事項を調査検討し、審議会へ報告・提案するものでございます。また、東京都からの意見照会等の期間によりましては、豊島区から部会へ直接調査検討を依頼するものです。部会は、調査検討した事項を豊島区へ意見・回答するとともに、本都市計画審議会に同様の内容を報告するものということでございます。

なお、4番目にこの都市づくりビジョンの改定スケジュールを載せております。

今年度は庁内関係各課の意見照会及びヒアリングが主になりまして、また今回報告をいたしております都市づくり専門部会の立ち上げがメインになるかと思えます。この中で、この都市づくりビジョンの素案を作成いたします。

また来年度につきましては、この素案をもって庁内関係各課にヒアリン

グを行うとともに、主には区民ワークショップ、住民の方々にこの素案を見ていただいて、直接意見をもらう場を設けて進めていこうと思っております。また、途中段階ではございますけれども、パブコメのほうも実施いたします。

また、令和7年度につきましては、この素案をさらにブラッシュアップするような形で原案へと昇華させ、またパブリックコメント等によって説明会も実施しまして、幅広くご意見をいただき、このビジョンの最終的な策定、そしてこの審議会への諮問を行い、改定へと結ぶ流れとなっております。

この中で、具体的に部会のメンバーということでお示ししたのが参考資料第1号でございます。今回、内容が非常に専門的な部分ということもございまして、学識経験者の委員の中から、特に大学の先生方8名にお集まりいただきまして、部会長を中井先生にお勤めいただいて、審議会の会長である会長、それから中川委員、長倉委員、定行委員、池邊委員、市古委員、大沢委員の8名で、この専門部会を構成していただきたく存じます。

私からの報告は以上でございます。

会長                    ありがとうございます。事務局より報告、説明がありました。

何かご質問、あるいはご意見があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員                    この都市づくりビジョンの改定スケジュールということで、令和5年度というのが今年始まるということで、この中で現状分析、課題の整理というのがすごく重要だと思うのですが、これについてはどういう視点というのがあるのか。

今回、コロナ禍で3年間、都市計画にどういう影響を与えたのかなというの、やっぱりちゃんと検証しておく必要があるのかなと。もう既に池袋も人がいっぱい、前に戻ったようではありますが、あのときを見ると、人がいなくて、ある意味では公園も封鎖されている状況で、それがどうだったのかとかいうことの、一度そういう整理が必要なのかなと、ちょっと私は思ったところですが、そういう観点は余りないのかどうかという。そういう現状分析というのは、どういうところに入るのかというのをちょっとお聞きしたいと。

会長                    はい、どうぞ。

都市計画課長 貴重なご意見かなと思って、大変ありがたく思っております。

コロナの影響による社会情勢等の分析については、我々もなかなかまだ十分にはできていないところもありまして。ただ、いろいろイベントを開催しますと、コロナ以前よりも人が集まるような現状というのもありまして、その辺をどう判断しながら今後のまちづくりに生かしていこうかということ、社会情勢も見極めながら、先生方にもご相談しながら進めていきたいと思っております。

その中で、豊島区も随分この10年でまちが様変わりしてきたかなと思っておりまして、例えば国際アート・カルチャー都市構想によって、IKEBUSであるとか、キッズパークであるとか、ウィロードだとか、文化のエッセンスを取り入れたまちづくりというのは随分進めてきたということでございますし、SDGs未来都市として、今後未来へ持続可能なまちづくりをどう実現していくのか。

それと先ほど、上門委員からお話もありましたけど、ウォークブルの視点。これまで行政主導で行ってきた豊島区のまちづくりは、今後再開発事業であるとか、あるいは地区計画による個別建て替えに、少しその辺のフェーズが変わってきたのかなとも感じておりますので、そういった全体のもろもろのことを我々だけで決めるのではなく、部会の先生方のご意見を伺いながら、このビジョンに反映していきたいと思っております。

会長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

委員 ご説明ありがとうございます。

都市づくりビジョンの改定に向けてなんですけれども、以前、令和3年4月に都市づくりビジョンの改訂版が出まして、この都計審でも議論がありました。

さらに、東京都のほうの上位計画の都市計画区域マスタープランの改定というのが、この間ありました。それで東京都のマスタープランを改定する際に、区に意見照会というのがあり、その際には、区の意見は何に基づいているのかというと、よくよく聞いてみると、現行の都市づくりビジョンを参照していますと。

しかし、要するに古い計画を見ながら、東京都の新しいマスタープランは改定されたわけですね。しかし、それがこの豊島区の都市づくりビジ

ョンの上位計画になるということになると、今度はその上位計画というのは古い豊島区のマスタープランを参照していたわけですが、その上位プランを参照しながら新しいものをつくるということになると、こういった関係性になるのか、改めてお答えいただけますか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 それぞれ上位計画としての、例えば東京都のほうの都市計画区域マスタープランの改定、それから我々のような基礎自治体がつくる都市計画マスタープランと、時期的なずれが生じますので、なかなか東京都と同時に23区含め各自治体が進めていくというわけではございませんので、それぞれ時期的なずれが出てくるのかなと。

その中で、今、委員からご指摘のあったように、少しでもそのずれが生じないように、上位計画と我々が実際に各自治体で取り組んでいくまちづくりの方向性が変わらないように、整合性をつけていくというのが趣旨ではございます。

ただ、若干計画を立てたときの社会情勢であるとか、まちづくりに対する考え方が多少異なって、そういうご指摘があるということも十分に留意しながら、今後の改定に生かしていきたいというものでございます。

会長 はい、どうぞ。

委員 この場で申し上げても仕方ないところもあると言えはありますが、用途地域の変更の権限も特別区にはないと。しかし、これは本来ほかの、普通の市町村であれば持っている権限ですので、私は東京都が持ち続けるというのはおかしいというふうに思っています。所見ありますか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 確かに今ご指摘の点は、同じ東京都でありながら、多摩のほうでは、それぞれ各基礎自治体が用途地域を定められる状況にありながら、23区は23区全体での整合性を求めるということから、その権限が与えられていないということについては、委員のご指摘はごもっともな部分はあるかなというふうに思っております。

我々23区の区長会から、そういうように取りまとめて、権限の譲渡を依頼する等々の機会もこれまであったというふうに認識しておりますので、委員からも一度その旨の一般質問が出て、回答を区長からもしたときには、そのような機を狙ってぜひ権限委譲について、区としても前向きに取り組

んでいくというような話をしておりますので、今のお答えできる内容としては、区としてもそういうものに向かって取り組んでいくという方針に変わりはないものと認識してございます。

会長 はい、どうぞ。

委員 ありがとうございます。都市づくりビジョンも改定すると。どういう都市づくりにしていくのかというところに、当然ながら用途地域とかも密接に関係する話ですから、やはりその活動は引き続き取り組んでいただきたいと思います。

それでもう一点、先ほど上位計画との関係を申し上げたのですが、前回の都市づくりビジョンは最小限の修正にとどめるというような意見もあったので、私もある意味引き下がったりはしましたけれども、具体的にいろいろな地域のことが都市づくりビジョンには書いてあるのですが、相当表記が古くなっているものがあるって、この表記が古くなっているものを都のマスタープランを改定する際に、なぜ直さないんだという話もさせていただきました。

しかしながら、都のマスタープランは区の都市づくりビジョンを参照するというよく分からない回答の下で、肝心の上位計画を直す機会に直していないですよ。この関係をどう整理するのかというのを、もう一度お答えいただけますか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 今、委員がご懸念の東京都の上位計画との整合性につきましては、ご指摘のとおり、少し今回の設置目的の中でも「東京都の各上位計画の見直しとの連携・整合が必要不可欠であることから」という文言を入れさせていただいたとおり、我々もそこに齟齬が生じるようでは計画として、これが豊島区のまちづくりの基本となる計画でございますので、十分その辺の整合性について事足りるような内容となるよう留意しながら、この計画策定に向けて取り組んでまいります。

委員 また後日、話します。

会長 計画というものの持つ難しさというところでもありますが、都市づくりビジョン、都市計画の基本方針も一応20年先をイメージしながら、まず10年ごとに見直しをしていこうと。前回の見直しは、その10年目の見直しということで、先ほど委員からは最小の見直しというお話でしたが、



そういう見直しをしました。

そういうふうに、そのスタンスでいくと今回は20年先、つまりこれからもうちょっと先まで見通して、そういう意味では部分改正ではなくて、全体を見通してきちんと考えなければいけないと。それで5年、6年、7年と3年掛けてやっていこうということだろうと理解したのですが、ただ、この先20年というのは社会的にも非常に難しい。高齢社会が、本当に高齢社会としてのピークに達するような状況へ向かっていく中で、どういうまちづくりをしていくのかということでもありますので、この間起きてきた、コロナ含めたいろんなこともあります。高齢社会で何が違って何がかわらないのか、その中で池袋を含めた豊島区というのは、どういう方向を目指した都市づくり、まちづくりをしていくのか。その辺りをやっぱりしっかりと議論をしておかなきゃいけないということで、それで今回専門委員二人に加わっていただいて議論をしようということになったのだと、そういうふうに私としては理解して、時間をたくさんいただいている分、たくさんと言ってももう半分たちますけどね。だからなるべく早くスタートして、議論を始めていただいたほうがいいのではないかとというのが1点です。

それから、上位計画、下位計画の関係というのも確かにありますが、上下関係というのは、昔ほど何となく上が見本で、それに倣って下をつくるみたいな、時代としてはもう多分そういうイメージではないので、これだからこうだというよりも、豊島区としてやりたい、やらなければいけない方向性をしっかりと出しておくことが大事で、都から都市計画区域マスタープランを見直しということで出てきたときに、区の都市計画マスタープランも見るので、ただ、都がこうしたいと言っていることに対して受け入れられるのかどうか。もうちょっとそれをやっておいてくれたほうが、次に我々が何かを考えるときに考えやすいというようなことも含めて、都の計画と区の計画というのはいわば共存して、お互いによりよい東京であり、よりよい豊島をつくっていくための計画が二つあるという、私としては、そんな関係性で議論もしなきゃいけないし、計画が持つ社会的な意味合いでもあるのかなと、個人としてはそんなふうに考えています。

ですから今回、専門委員で二人の専門委員に加わっていただいて、ちょっと時間をかけて議論をさせていただくということで、なかなか昔よりも

難しい20年先の読み込みをしなきゃいけないのですが、それをちょっと先ほどの資料のように、学識者だけの委員会にはなってしまいますけれども、少し議論をさせていただいて、機会がある都度、どういう議論をしてきたかということ報告させていただく。そんなような運営をさせていただくことになるのかなと、審議会としてはそんなふう考えております。ということ、審議会の会長として、ひと言加えさせていただいておきます。

はい、どうぞ。

委員 議論のスタートとして、先ほど定行委員からもありましたけれども、課題の整理といいますか、柱立ての辺りがかなり重要になってくるだろうと。

今から20年ということ、コロナというよりは、感染症に対して都市計画ってどう役立つのという話もあれば、テレワークが一体どうなるのか。オフィスビルって要るのと言ったら怒られますけれども、そこら辺が今から20年という辺りを見たときに、どういうふうになってくるのかと。

この感染症の問題とテレワーク的な話というのが、ここ3年ぐらい出てきたというか、再度気づかされたと言ったらいいのですかね。下水道の整備であるとか、道路をセンタードレーン方式からサイドドレーン方式に変えたというのは、もともとは感染症でペストがはやったから、上下水道を整備しましょうと。いわゆる、今で言うところの都市インフラづくりというのが、そこら辺から始まる。

今度、これから考えていこうとしたときに、感染症で何か対応できるものがあるのか。テレワークで対応できるものがあるのか。感染症は、今国交省辺りが言っているようなグリーンインフラで、どこまで対応できるのか。そういう池袋の周辺だけではなくて、池袋全体として、仮にグリーンインフラという話があったとすると、緑のネットワークであるとか、それをつないでいくものをどうしていくのかというような議論まで入っていくのかどうかというのは、課題の船首のところの柱立ていかんによって決まっていくので、最初のスタートのところというのが、かなり今後の議論の重要なポイントになっていくのかなというふうにも思っていますので、専門部会のところでの議論でも、こんなことを思っていますよという辺りを申し上げつつ、展開できればなというふうにも思っております。

会長 はい、どうぞ。

委員 高野前区長が6期24年区長を務め、アート・カルチャーを含めた政策は、これまで都市づくりビジョンにも反映されてきたと思います。この度、新しく高際区長が就任されましたが、都市づくりビジョンは新区長の政策を反映し、新しくなっていくのでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 我々区長部局としましては、区長の政治方針に従いながら、まちづくりを考えていく必要があります。当然、法令や、これまで培ってきたノウハウ、あるいは池袋の限界性であるとか多様性といったものは保持しつつ、例えば今の高際区長のほうで、子育てとか福祉だとか、改めてこういう課題があるという指示もいただいているところがございますので、こういう言い方が良いか分かりませんが、女性として初の豊島区長がつくる都市計画マスタープランというところも合わせて、策定の視点の中には入ってくるかなと思ってございます。

会長 スケジュール、そういうことで難しい20年を見なきゃいけないのですが、来年度に区民ワークショップをやるとなっておりますが、それ以外に、ワークショップですと、どうしても参加者が多くても50とか30とかですから、もう少し広く区民の、特に若い人たちにどんなまちづくりをみたいなことを意向調査というか意識調査というか、そんなことは。今日のこのメモには全く書いてはいないのですが、何かあるのでしょうか。

都市計画課長 現時点で、若い人を対象にというのは余り想定はしていなかったのですが、あるいは今の会長からのご指摘なども含めて、昨年11月に池袋のエリアプラットフォームのような企業の集まりの中で、随分そういう若い方々で、まちづくりに個別に各地区で取り組まれている方もいらっしゃる事のご紹介もありますので、そういった実際にまちづくりに参加されている、若くて今後豊島区をこういうふうにいまいちにしていくんだという方からのご意見を伺う等々、今のご意見を踏まえて、このまちづくりビジョンに生かしていくように我々も考えてまいります。

会長 分かりました。それらも含めて、一度早い段階で専門部会を開いて、いろいろちょっとやるべきことを整理して、時間を失することなく、予算もそれなりに必要なら検討していただいて、なるべく早めにいろいろ網を掛けておくということが大事かなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ということで、いろいろ……。はい、どうぞ。

委員

今日の議題と直接じゃないのですが、先ほど来、いろんな形で「ウォーカブルなまちづくり」という、そういう名前でいろいろお話が出ているわけですけど、実は私自身、ウォーカブルなまちづくりの全体が出来上がった絵が全然イメージできていないのですけども。ただ、高齢者にとってウォーカブルなまちは、こんなまちになったらいいなというのは、私なりの知見は多少ありますけれど、全体的に誰にとって、障害を負っている人、あるいはインバウンドの人、いろんな人を対象にしてウォーカブルなまちというのはこんなまちなんだよというようなものを書いたものってあるのでしょうか。

会長

はい、どうぞ。

都市計画課長

昨年度、ウォーカブルのコンセプトブックというのを策定しているところがございます。ただ、このウォーカブルなまちづくりというのは、具体的な絵姿をお示しするというよりは、歩きやすいというよりも、むしろ歩きたくなるようなまちということで「ウォーカブル」と名づけているのですけれども、例えば今後行う再開発であるとか個別の建て替えであるとか、例えば区の公共施設をつくる上においても、その設計思想の中にこのウォーカブルという考え方を取り込んでもらうために作ったものであります。

ですので、これを見たから、池袋の将来都市像がこうなるんだというのが、具体的に分かるというものではないということをご理解いただければと思います。

我々がこのコンセプトブックの中で何を言いたいかというと、池袋に限らず、豊島区のまちに皆さんが住みたいとか住み続けたいと思えるようなまちをつくるというのが前提でございます。そのような魅力あるまちをつくるためには、安全性や防災性はもちろんですけども、先ほど言った利便性だとか界限性、それから多様性をいかにまちづくりの中でつくっていくかということだと思っておりますので、皆様から選ばれるような豊島区のまちづくりを、ウォーカブルのコンセプトを持って推進していくというものでございます。

会長

はい、どうぞ。

委員

言われていることは何となく分かるけど、何となく分かっていないとこ

ろがあります。住みやすいまち、誰もが健康で過ごせるまち、安全安心なまちと、今までいろんな形でそういう言葉があって、どちらかと言うと集約してウォーカブルなまちという、そういうことになるのかもしれませんが、私自身は高齢者にとって歩きやすいまち、けががないようなまち、そんなことが道路上に設定されればウォーカブルかなという、ちょっとそんな単純な考え方でいたのですが、もちろん来て楽しいまちであるとか、それはウォーカブルという言葉に合うかどうか分かりませんが、池袋のまち全体が安全で安心で、それで発展していくようなまちになれば、もちろんそれを望んでいるわけですが、特に私は高齢者という立場でいろんなバリアフリーの問題であるとか、そんな話もさせてもらっていますが、そういうものをある意味で盛り込んで、ある程度区民なり住民の人が分かりやすいウォーカブルなまちの絵を描いていく必要があるかなと、そんなふうにはちょっと思いました。

会長           はい、どうぞ。

都市計画課長   実は今の委員からのご指摘というのは、非常に的を射たご指摘です。ただ、非常に難しいかなと思うのは、歩きたくなるまちって何だろうという、例えば立場によっても違いますし、目的がそれぞれ。それが逆に、池袋って家電のまちとかアニメのまちとかと色がつくよりも多様性があったほうが、先ほど来申し上げている多様性というのはそういうことだと思ひまして、年齢も性別も、それから障害の有無にもかかわらず、多くの方々に目的を持って、違う目的を持って訪れてもらうのがいいのだろうと思っています。

そういった中においては、委員からご指摘のあった、例えば高齢者の方、あるいは障害者の方からすれば、バリアフリーというのも歩きたくなる大前提ということを言われれば、そのとおりだなと思ひますし、あるいは若い人からすれば、もう少し ICT 技術を活用したスマートシティのようなものを、もっともっと情報発信してくれよというようなことも歩きたくなるきっかけかもしれませんし、単純なことを言えば、おいしいラーメン屋があれば誰でも歩きたくなるだろうという発想もあるかと思ひます。

それは様々な多くの目的を、ただ、そういった個別のものを何かこの中で明文化するというのは非常に難しく、概念として我々が歩きたくなるまちにしようということコンセプトとして、各まちづくりの中に取り

込んでもらうということですので、今、委員から言われたことについては、これも今回のまちづくりのコンセプトとして、ウォークブルのコンセプトブックを作りましたけれども、いずれはもうちょっとこれをかみ砕いたガイドライン的なもので、個別具体的にどういうふうな例が歩きたくなるまちなのかというのを、我々のほうでも研究しながらお示ししていけるというふうに思っております。

会長 ありがとうございます。

いろいろな方から、いろいろな意見を出していただいたので、都市づくり専門部会を設置して、いろいろ議論をしなきゃいけないなということが、ある意味でははっきりしてきました。取りあえず今日報告させていただくのは、都市づくり専門部会を設置して、さっきのスケジュールに従って進めていきますということと、より専門的なことを含めて、もう一つの議論の場をつくらせていただいて、この本審議会とその専門部会と、それから実際の作業をプランニングしていくワークのところと、それらを常にネットワークしながら、都市計画審議会では、今後必ずこの都市マスへ向けてどういう議論をしてきているかというのを報告させていただきながら、またこういういろんな意見を伺って、専門部会でも詰めていくし、プランニングの作業としても詰めていくと。そういうことを了解させていただいた上で、一応都市づくり専門部会を設置するというので、報告ですけれどもご了承いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 それでは、本日より予定しておりました議題は以上になるかと思えます。

それでは、最後に事務局より連絡事項、その他ございましたらお願いしたいと思えます。

都市計画課長 事務局でございます。

次回の都市計画審議会でございますが、10月頃の開催を予定しております。後日、日程が決まりましたら開催通知を送らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、第202回豊島区都市計画審議会を終わりにしたいと思います。

す。

熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会 午後 6 時 3 1 分)

<p>会議の結果</p>	<p><u>議案 1</u> 東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について</p> <p><u>報告 1</u> 池袋地区駐車場整備計画の改定について</p> <p><u>報告 2</u> 豊島区都市づくり専門部会の設置について</p>
<p>提出された資料等</p>	<p><u>議案 1 に関する資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案 1 資料第 1 号 東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について</li> <li>・ 議案 1 参考資料第 1 号 東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更図書</li> </ul> <p><u>報告 1 に関する資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告 1 資料第 1 号 池袋地区駐車場整備計画の改定について</li> <li>・ 報告 1 参考資料第 1 号 池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン【概要版】</li> <li>・ 報告 1 参考資料第 2 号 池袋地区駐車場整備計画</li> </ul> <p><u>報告 2 に関する資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告 2 資料第 1 号 豊島区都市づくり専門部会の設置について</li> <li>・ 報告 2 参考資料第 1 号 豊島区都市づくり専門部会 委員名簿 (案)</li> </ul>
<p>その他</p>	